

府内とガバメントクラウド間のデータ連携システム構築業務委託 候補者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府内とガバメントクラウド間のデータ連携システム構築業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 府内とガバメントクラウド間のデータ連携システム構築業務の委託候補者を、プロポーザル方式により選定するため、委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託業務にかかる提案内容の評価
- (2) 委託候補者の決定
- (3) その他、プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 委員会は、別表に掲げる職にある委員4人により構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、これを代理する。
- 4 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、書面等による協議を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、協議内容の秘密を保持しなければならない。ただし、委員会の協議

を公開した結果、公知となった情報を除く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務部情報システム課に置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、委託候補者が決定された日の翌日にその効力を失う。

別表

庁内とガバメントクラウド間のデータ連携システム構築業務委託候補者選定委員名簿（順不同）

委員長 総務部 情報システム課長
副委員長 財務部 納税課長
委員 福祉部 障がい福祉課長
委員 市民生活部 市民生活課長